

## 新型コロナ自宅療養者往診体制整備事業について

### 1 目的

自宅療養者が安全に療養期間を終えるため、往診体制を整備する。

### 2 運用時期

令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日における感染拡大期(※)

※新規陽性者数(7日間移動平均)2,000人超を目安に6週間程度の見込み。

運用開始時には、登録のあった医療機関に事前に連絡します。

### 3 スキーム等(医療機関ごとに県に登録)

- ①医師 県からの要請に応じて医療機関から往診
- ②看護師(診療所・病院) 医師が必要と判断した場合、往診に同行
- ③看護師(訪問看護ST) 訪問看護指示書に従い訪問

### 4 往診時間

日毎のシフト制(事前にシフト表を作成・共有)

※往診依頼があった日のうちに往診すること(都合のよい時間帯でよい。)

※県が往診を受け付ける時間:8:30～17:30

### 5 依頼する診療内容

- ①診察
- ②補液(必要に応じて)
- ③処方(診療所/病院で処方箋を発行し、近隣の薬局にFAXしていただく、レターパック等で配送される)

※酸素投与が必要な患者は入院調整対象のため往診を依頼しない。

### 6 協力金

①往診 20,000円/回

②訪問看護 8,280円/回

※同一患者への往診は2回まで、訪問看護は7回まで

## 7 医療機関登録について

各医療機関内で登録者を取りまとめ、(別紙1-1)登録様式に必要事項を記入の上、担当までメール or FAX で送付

締切：令和4年12月9日(金)

※締切日を以て一旦シフト表を作成するが、これ以降も随時受け付ける。  
新規に登録があった場合はシフト表を随時更新する。

## 8 登録後の流れ

①登録した医師・看護師へ県からメールでシフト調整用のURLを送付

②当該ホームページから往診対応可能(“○”)と回答された日にシフトをお願いするよう県が調整

③シフト表を登録した医師・看護師へ送付

④保健所/自宅療養サポートセンターからの依頼を受け、県が当番の医師へ往診を依頼連絡

## 9 交付申請について

①申請時期

運用終了後に、期間中の実績を医療機関ごとにまとめて申請すること

②申請様式

様式第2-1または2-2号交付申請様式に必要事項を記入の上  
担当までメール or FAX で送付すること

③交付決定等

申請者に県から交付決定通知書を送付

申請者から送付される請求書を確認の上、指定口座へ振込

(詳細については登録された医療機関に別途お知らせします。)

(担当)

岡山県新型コロナウイルス感染症対策室  
医療調整班 川田、今城

TEL：086-226-7949 FAX：086-226-7956

E-MAIL：corona-md@pref.okayama.lg.jp